

## 議題3

平成24年12月26日  
京都市保健所

### 保健所について

#### 1 保健所の設置根拠（地域保健法第5条第1項）

都道府県，指定都市，中核市，政令で定める市，特別区が設置する。

（参考）全国の保健所の状況

全国495箇所（平成24年4月現在）

都道府県保健所…372箇所

指定都市保健所…51箇所 ※京都市保健所含む

中核市保健所…41箇所

政令市保健所…8箇所

特別区保健所…23箇所

#### 2 保健所における事業（地域保健法第6条）

次に掲げる事項につき，企画，調整，指導及びこれらに必要な事業を行う。

- ①地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- ②人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- ③栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- ④住宅，水道，下水道，廃棄物の処理，清掃その他の環境の衛生に関する事項
- ⑤医事及び薬事に関する事項
- ⑥保健師に関する事項
- ⑦公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- ⑧母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- ⑨歯科保健に関する事項
- ⑩精神保健に関する事項
- ⑪治療方針が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- ⑫エイズ，結核，性病，伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- ⑬衛生上の試験及び検査に関する事項
- ⑭その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

### **3 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（地域保健法第4条）**

「厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本方針を定めなければならない。」（地域保健法第4条）の規定に基づき、平成6年に地域保健対策の推進に関する基本的な方針が定められた。

各保健所においては、この基本方針を踏まえ、地域保健対策を推進しているが、平成24年7月に基本方針が改正されたところである。

改正の内容については、以下のとおり。

#### **（1）ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進**

地域保健対策の推進に当たっては、地域のソーシャルキャピタルを活用し、住民による共助への支援を推進すること。

#### **（2）地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進**

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

#### **（3）医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化**

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

#### **（4）地域における健康危機管理体制の確保**

都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、応援等の体制を構築すること。また、国は、広域的な災害保健活動に資する人材の育成の支援や保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整を行う仕組みの構築を行うこと。

#### **（5）学校保健との連携**

保健所及び市町村保健センターは、学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

#### **（6）科学的根拠に基づいた地域保健の推進**

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を地域保健に関する計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。

#### **（7）保健所の運営及び人材確保に関する事項**

保健所は、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

#### **（8）地方衛生研究所の機能強化**

都道府県及び政令指定都市は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査

体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

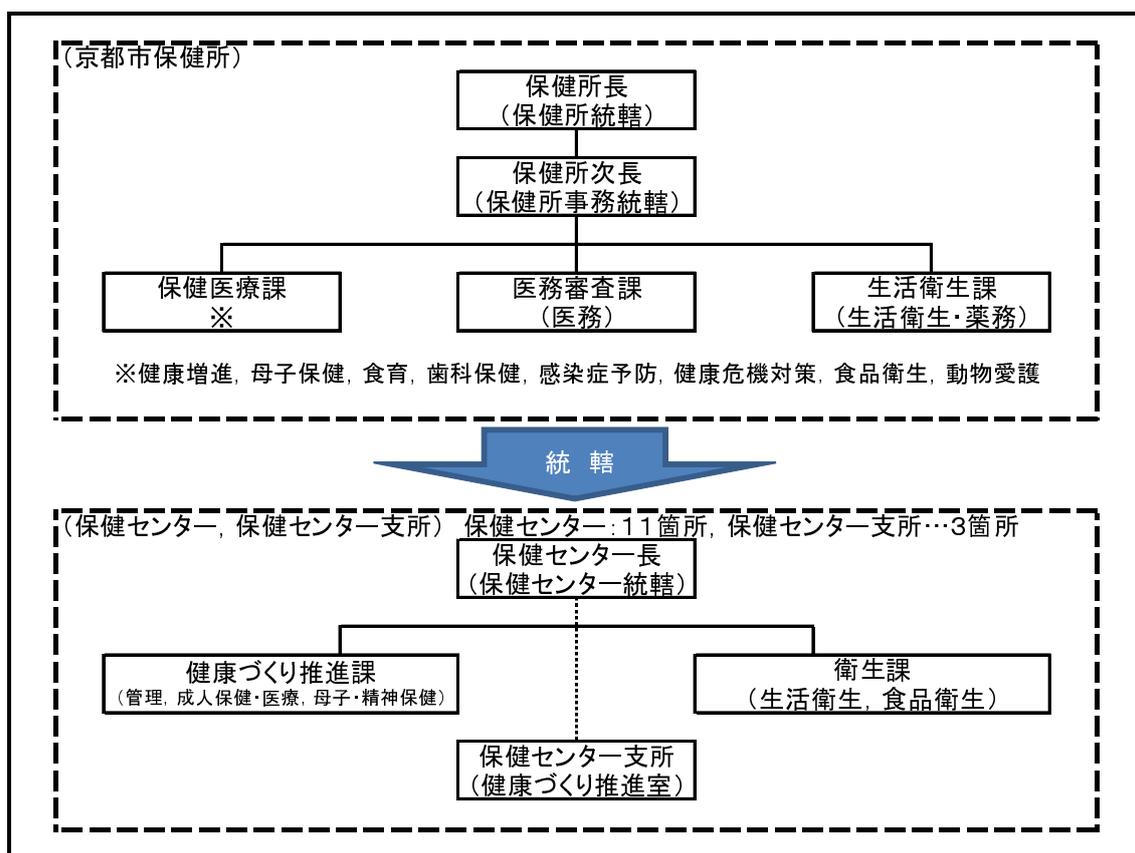
### (9) 快適で安心できる生活環境の確保

都道府県，国等は，食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等食品安全対策の強化及び生活衛生関係営業について監視指導の目標を設定するなど，住民が安心できる体制の確保を図ること。

### (10) 国民の健康増進及びがん対策等の推進

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合，ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。また，地域のがん対策，肝炎対策，歯科口腔保健の推進に関し，それぞれ必要な施策を講じること。

## 4 京都市保健所の組織



(参考) 各区保健センターにおける具体的事業

#### 【健康づくり推進課成人保健・医療担当】

がん検診，健康診断，健康教育，難病者支援，  
エイズ・性感染症検査，結核・感染症対策，予防接種，

食育セミナー，歯科健診，医療監視 等

**【健康づくり推進課母子・精神保健担当】**

母子手帳交付，妊婦相談，乳幼児健診，こんにちは赤ちゃん事業，  
プレママ・パパ教室，不妊治療助成，精神保健福祉相談 等

**【衛生課生活衛生担当】**

生活衛生施設許可・監視指導（旅館，浴場，理容所，美容所等）  
ねずみ，害虫等の駆除方法の相談指導，飲用水の衛生指導，  
飼い犬の登録，狂犬病予防接種，動物愛護 等

**【衛生課食品衛生担当】**

食品営業施設許可・監視指導（飲食店，食品製造施設等）  
食中毒発生時の施設調査 等